

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日： 令和6年12月9日

評価機関	名 称	公益社団法人広島県社会福祉士会
	所 在 地	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年5月27日
	訪 問 調 査 日	令和6年9月26日
	評価結果の確定日	令和6年11月22日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	くるみ保育園	種 別	保育		
事業所代表者名	神原 麻紀	開設年月日	昭和50年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 睦福社会	定 員	30人	利用人数	29人
所 在 地	広島県福山市御船町1丁目4番32号				
電話番号	084-924-0569	F A X 番号	084-924-4777		
ホームページアドレス	http://mutsumi-fukushikai.or.jp/				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	事業所の主な行事など
・0歳児(生後57日～)から5歳児の保育(乳児保育・障害児保育)	毎月：避難訓練 誕生会
・早朝保育 延長保育	和太鼓(4歳・5歳児)
・一時預かり保育	リトミック(2歳・3歳児)
	文字指導(4歳・5歳児)
	ピアノ教室(4歳・5歳児)
	入園式
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
保育室 3室	・厨房
	・事務室
	・屋上

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1		
保育士（主任保育士含む）	12		
非常勤保育士	7		
栄養士	1		
調理員	1		
事務職員	1		

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

1975年初代理事長神原睦美氏の、地元地域に貢献したいという願いから、福山市奈良津町に「くるみ保育園」を開園しました。その後現在の御船町に移りましたが、1999年より2019年まで夜間保育に取り組み、時代のニーズと街の状況に合わせた運営をされてきました。その功績が評価され2017年4月「瑞宝双光章」を受賞されています。

2013年には福山市「港町保育所」を法人に移管され、姉妹保育園として運営されています。「くるみ保育園」は、街中にあるという大きな特徴を持ち、そのため園庭がないという狭さがあります。しかしながら、そのコンパクトさを生かして、小回りの利く運営をされていると感じます。たとえば福山市全域から利用希望があったり、現在も福山市の「誰でも通園制度」のモデル事業にいち早く取り組まれるなど積極的な姿勢が見えます。また2024年2月に就任されました神原伸光理事長は、保育のICT化に積極的で、施設のセキュリティの高さ、子どもたちの情報管理と安全性の高い施設建物管理に取り組まれています。

今回の第三者評価受審もすでに中長期事業計画に掲げられており、計画的に透明性の高い経営をめざしています。

保育士不足は福山市においても同じで、超過勤務をなくすという理事長の意向により、職員の働きやすさも追及することで、遠くからの応募もあり人材的に十分な配置をされています。

なお、「みなとまちこども園」も運営されていることを考えると、緊急時や感染症の対応マニュアル等個別のマニュアルはあるようですが、全体的に業務のマニュアル化が遅れているように感じました。園長不在時等にも同様の対応ができるよう、マニュアルの整備と職員研修を充実させるなど、より安心・安全な保育サービスになる取組を期待します。

◎特に評価の高い点

○まず保護者アンケートから満足度が高いという評価です。幅の広いニーズに対応されてきた努力が確認できます。

○法人全体として超過勤務を減らす努力をされています。ICカードを導入し出退勤、さらには休憩時間も管理されています。また情報管理を兼ねて記録のあらゆる方法での持ち出しを禁止されています。

○食事は直営厨房を備えています。地産地消を意識して福山ブランド農産物の活用で安全でおいしい食事が提供できます。

○福山市全域から通園という広域で地域性の違いを考慮して、平成24年度をもって保護者会を解散されました。その結果、保護者の負担は軽減されたという意見が聴かれます。

○家庭的で日当たりよく、風の入る保育園という印象ですが、玄関でのインターホンと顔確認、職員においてはICカードでの出入りをするなどセキュリティの高さが確認できます。

○法人の特徴にもなりますが、和太鼓の練習を行い長年取り組まれています。

◎特に改善を求められる点

●くるみ保育園の特徴かもしれませんが、子どもが広い地域から来ていることも関係し、事業所のある地域（学校、近隣の事業所）との関わりが希薄な感じがします。子どもの健康や安全を確保するためにも、今後できることから取り組んでいただき、地域の子育ての拠点としての機能をさらに発揮されることを期待します。

●法人全体に言えますが、各種業務に関するマニュアル化が弱いように感じます。複数拠点ですので、サービスの質を確保するためにも整備が必要に思われます。

●障害児を受け入れることもあるようですが、建物の構造上、バリアフリーでないため、かなりの制約があるように感じます。建物ですので簡単に改善できませんが、今後の法人の方向性にとって大きな課題のように思いました。

●職員については「職員コンプライアンス確認書」と「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を事前に記載してもらった上で、個々と面接をされています。しかしながら評価するための客観的評価指標がありません。なんらかの人事考課制度を導入されますことを期待します。

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

前回の受審時は夜間保育事業を実施しており、現在はだれでも通園制度(仮称)のモデル事業に取り組んでおります。

現在の運営について見直す良い機会となりました。丁寧に評価をいただいた点を改善項目として今後の運営に生かしていきたいと思っております。

また、保護者アンケートにおいても、高い評価をいただけたことを職員一同嬉しく思うと同時に、継続して利用者に喜んでいただき地域福祉に貢献できるよう尽力していきたいと強く思いました。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	法人の保育理念「一人ひとりを大切に、信頼される保育所 養護と教育を統合して豊かな人間形成を図る」と保育方針「基本的生活習慣の確立」、さらには保育目標を文書化され、入園時の保護者へ渡すインフォメーションに明記されています。また職員研修用の資料にも掲載され周知されています。保育所玄関にも掲示するとともに、ホームページにも明示されています。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 2-4	中・長期計画は作成されています。比較的達成可能な内容で、少子化の進む中で、現状の法人の維持をめざしておられます。そのためにも「第三者評価」を受審してサービスの質の担保をされています。またかかげるテーマの一つとなる職員の定着率と人材育成のために、いろいろな方法で働き方改革に取り組まれています。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	職場の改革や意思疎通、ICTの活用について、法人独自の方向性を持たれ、研鑽も積まれています。職員個々とは事前作成の法人独自の職種別「職員コンプライアンス確認書」のセルフチェックシートを元に年1~2回程度の個別面接をされ意思の疎通をされています。また職員会議は毎月20日前後に開催され、議事録も参加者が打ち込むなど丁寧になされ取り組む方向性を統一できるよう工夫されています。
2 組織の運営管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	園長は積極的に研修会にも参加しています。元来地域の実情に対し、関心が高くニーズをとらえて事業展開してきた経緯があります。状況の把握に努めて運営されてきた経緯の保育園であるだけに敏感なように感じます。また会計は専用会計ソフトを活用しています。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	人材確保が難しい中、確保には成果を挙げています。超過勤務をなくすことを目標にICカードを活用したタイムカードで勤怠管理をされ、お昼の休憩時間についても打刻する正確さです。その結果、遠方からの求職者もあります。また有給休暇消化率7割です。 なお人事考課については事前に個々が作成するセルフチェックシートを元に個別の面接をされていますが、客観的な評価指標をもっていない点が今後の課題です。実習生は少ないようですが、丁寧に対応されています。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	緊急時に対応するための連絡網等のマニュアル・チェックリストが整備されており、全職員に周知されています。また施設の構造上、避難経路等が重要となりますが、月1回安全点検チェックシートを活用して安全点検と避難訓練を行っています。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	市街地に位置する4階建ての構造であるため、各保育室にゆとりのある広さを確保することが困難です。屋上に安全を考慮した屋外遊戯場を設置しているほか、各階段の間には狭い空間を生かして、図書をそろえるなど工夫が見えます。園児は異年齢で30名定員ですので、極度に狭いわけではありませんが、園庭もありません。その分、周辺の3か所ある公園へ出かけるなどされています。施設が狭い分掃除は行き届いているように感じます。
	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	地域の行事や活動には可能な限り参加されています。商店街のイベントに、子どもの作品や園の紹介ボードなど作品展示し、園外活動時に子どもたちも見に行きます。またチャレンジウィークの受け入れもしています。地域連携では特に福山市が提唱する「誰でも通園制度」のモデル施設になっており、生後6か月から2歳までを受け入れる事業をされています。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	日本保育協会に加盟しており、事業所として法令や制度等の研修会には参加できているが、地域の実情を取りまとめるなどして行政へ要望するなどの事例はないようです。しかしながら、法人成り立ちより行政及び関係事業者等と連携をもちながら運営されてきています。財務諸表はWAMネットに掲載されています。

3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	一人ひとりの子どもを尊重した保育になるよう日頃から丁寧に指導されています。職種別に用意された「職員コンプライアンス確認書」を使用して振り返りができるよう、また「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用して人権尊重が学習できるよう取り組まれています。個人情報の管理についても「個人情報保護規程に関する誓約書」を用意され、守秘義務を意識できています。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	事業所として年に一度は自己評価を実施しています。健康管理や衛生管理、感染予防、災害避難についてのマニュアルは用意されています。子どもの利用時の記録はソフトで管理され、食事の数など日額で利用料を算定されています。また記録業務の効率化をめざして、保育士資格を保持する事務員を1名採用され、保育に入りながら、また報告のあった内容について適切にソフトに記録されています。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	園独自のパンフレットやホームページも整備され情報発信されています。また保護者に対しては毎月「園だより」や「給食だより」を配信しています。重要事項説明書や契約書も用意されています。さらに都合で転所されるなどする場合、保育内容が継続されるよう転所先と連携できるよう案内されています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

<p>1 事業 基所 本運 営体 制の</p>	<p>(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3</p>	<p>毎月20日前後に職員会議を開催されており、その会議記録を丁寧に作成され、保管されています。 勤務時間の関係で会議に参加できない職員にも、その内容をいつでも確認できるよう、記録の電子化など情報共有に取り組まれています。</p>
<p>2 子 ど も の 発 達 援 助</p>	<p>(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8</p>	<p>保育課程は、クラス担任が作成する指導計画と連動性をもたせるよう、園長の指導のもとで編成されています。 また、異年齢混合のクラスを編成されており、縦割り保育や戸外活動においても異年齢による交流に取り組まれています。外国籍のこどもの受け入れも、丁寧に対応されています。</p>
	<p>(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14</p>	<p>基本的な生活習慣の確立を保育方針とされ、つよいからだづくり、好き嫌いせずなんでも食べることも保育目標とされています。 自園での完全給食により、毎月の給食だよりには、旬の食材や手作りおやつを紹介など、保護者に向けて有益な情報も発信されています。</p>
	<p>(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17</p>	<p>屋上、ベランダ、階段横の絵本棚など、4階建ての施設を有効に活用されています。日当たりのよい屋上に遊具を設置し、戸外活動ができるよう工夫されています。 福山駅から近く利便性のよい立地にあり、学区を超えた広い地域からの保育ニーズに応えられています。園舎の近隣の公園への散歩など、園舎外での活動や体験について保護者から一定の評価がなされています。</p>
	<p>(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>異年齢混合のクラス編成のため、常に異年齢のこどもの交流がなされています。外国籍のこども、障害児の受け入れの実績もあり、行政との連携をとりながらニーズに柔軟かつ先駆的に取り組まれています。 アンケートでは、少人数（定員30人）の縦割り保育により、こどもが楽しく通園しているという保護者の意見も複数ありました。少人数・異年齢保育を園全体で取り組まれていることが、高く評価されています。</p>
<p>3 子 育 て 支 援</p>	<p>(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>保護者の負担軽減のため、配信システムを導入し園からのお知らせなどを情報発信されています。それと並行して、連絡帳による手書きでの連絡もされており保護者への連絡支援を丁寧にされています。</p>

<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO.29-31</p>	<p>食中毒や感染症、安全・事故防止に関するマニュアルを整備され、職員間で徹底され、事故防止に取り組まれています。事案発生時には、事案の報告や対応について、市等に報告し、速やかに対応されています。</p> <p>また、南海トラフ地震などの災害を想定して避難訓練も定期的実施されています。園舎3階に水、食料、衣類などの非常用品を備蓄され、4階建ての特性をいかして、地震津波災害時には最上階（4階）に避難して救助を待つことを災害時のガイドラインとして定められています。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：NO.32-34</p>	<p>市、子ども家庭センターなどの専門機関と連携され、適切かつ迅速に対応されています。地域における保育に対する新たなニーズに対応するため、モデル事業など、積極的に取り組まれています。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	B	B	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	B	B	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	B	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	○
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	B	B	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	B	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	B	B	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	B	B	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	B	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	C	B	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	B	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	C	C	

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	C	B	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	○
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	B	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	B	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	B	B	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	B	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	B	B	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	B	B	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の 提案
-----	-----	----	------	-------	-----------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	D	D	

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	B	B	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	B	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	C	B	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	B	○

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	B	

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	B	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	C	B	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	C	C	